

青森県報

号外第二十号

令和七年
三月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

○公有水面埋立ての免許の出願の要領……………	(漁港漁場整備課) …… 一
○青森県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例別表第一号の知事が定める用途、同表第二号、第三号及び第四号の知事が定める者並びに同号の知事が定める場合の一部改正……………	(建築住宅課) …… 三
○青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号及び第二号の知事が定める者の一部改正……………	(同) …… 三
○漁船保険付保義務の発生……………	(西北地域県民局) …… 三
○右 同……………	(下北地域県民局) …… 三
公 告	
○(仮称)下北地区統合校(管理・教室棟)改築工事の請負契約に係る一般競争入札の中止……………	(財産管理課) …… 四

告 示

青森県告示第百八十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、令和七年三月三日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定によ

り、その要領を次のとおり告示する。
 なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
 青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
 青森県知事 宮下宗一郎

二 埋立区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四八番、五四九番、五五〇番、五五一番、五五二番、五五三番、五五四番、五五五番、五五七番、五五九番、五六〇番、五六二番及び五六三番の地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、①の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- | | | | | |
|------|-----|--------------|-----|--------------|
| ①の地点 | X座標 | プラス九六八三六・三九八 | Y座標 | プラス二四二四八・〇一九 |
| ②の地点 | X座標 | プラス九六八五四・八四七 | Y座標 | プラス二四二四三・八六六 |
| ③の地点 | X座標 | プラス九六八八五・一〇二 | Y座標 | プラス二四三六〇・三四〇 |
| ④の地点 | X座標 | プラス九六九七九・三五二 | Y座標 | プラス二四五七〇・八六二 |

- ⑤の地点 X座標 プラス九六九九〇・〇三一
Y座標 プラス二四五六六・〇八一
- ⑥の地点 X座標 プラス九七〇〇二・七〇三
Y座標 プラス二四五九四・三八七
- ⑦の地点 X座標 プラス九七〇〇三・三二五
Y座標 プラス二四五九四・一一二
- ⑧の地点 X座標 プラス九七〇〇五・六九二
Y座標 プラス二四五九九・四〇〇
- ⑨の地点 X座標 プラス九七〇〇三・五二七
Y座標 プラス二四五九九・〇九四
- ⑩の地点 X座標 プラス九七〇〇三・四七六
Y座標 プラス二四五九九・三九〇
- ⑪の地点 X座標 プラス九六九九三・六九七
Y座標 プラス二四五九八・〇一三
- ⑫の地点 X座標 プラス九六九七三・七四九
Y座標 プラス二四五九五・二〇六
- ⑬の地点 X座標 プラス九六九六九・二六〇
Y座標 プラス二四五九四・五七四
- ⑭の地点 X座標 プラス九六八六七・二〇六
Y座標 プラス二四三六六・六二一

3 面積

七、五〇三・〇八平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四八番から同町字野辺地五六三番を経て同町字米内沢八一番に至る間の土地及び国有海浜地内並びに同地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一條第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第二十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からスの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とスの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
アの地点 X座標 プラス九六八〇八・〇六九

- イの地点 X座標 プラス九六八九一・一九六
Y座標 プラス二四二一五・二三五
- ウの地点 X座標 プラス九六九二五・二三〇
Y座標 プラス二四三四六・二五六
- エの地点 X座標 プラス九七〇五〇・四〇〇
Y座標 プラス二四六二五・八四三
- オの地点 X座標 プラス九六九五〇・一四五
Y座標 プラス二四六一二・〇九六
- カの地点 X座標 プラス九六九四〇・六八九
Y座標 プラス二四五九一・二九五
- キの地点 X座標 プラス九六八九〇・六一二
Y座標 プラス二四四八一・二四一
- クの地点 X座標 プラス九六八六九・九三〇
Y座標 プラス二四四三五・七六三
- ケの地点 X座標 プラス九六八五三・〇九〇
Y座標 プラス二四三九八・三九五
- コの地点 X座標 プラス九六八四三・五三二
Y座標 プラス二四三七四・二四九
- サの地点 X座標 プラス九六八三六・七三一
Y座標 プラス二四三五四・〇〇七
- シの地点 X座標 プラス九六八三二・八一五
Y座標 プラス二四三四〇・五八八
- スの地点 X座標 プラス九六八二三・七二六
Y座標 プラス二四三〇二・六八五

3 面積

三六、六九七・〇五平方メートル

四 埋立地の用途

漁具保管修理所施設用地、船揚場、護岸

青森県告示第百九十号

平成二十八年四月一日青森県告示第二百五十三号（青森県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例別表第一号の知事が定める用途、同表第二号、第三号及び第四号の知事が定める者並びに同号の知事が定める場合）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

「、同表第二号、第三号及び第四号」を「並びに同表第二号及び第三号並びに同表の備考の第四号及び第五号」に改め、「並びに同号の知事が定める場合」を削り、第二号を次のように改める。

二 条例別表第二号及び第三号並びに同表の備考の第四号及び第五号の知事が定める者は、次に掲げる者とする。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十四条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
第三号を削る。

青森県告示第百九十一号

平成二十五年三月二十七日青森県告示第二百五十六号（青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号及び第二号の知事が定める者）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第一号及び第二号を次のように改める。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十四条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関

青森県告示第百九十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町七九の三三三	鰯ヶ沢町
西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町二三	八熊 博志
西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町七九の一	奈良 恒人
	三ツ谷 孝幸

青森県告示第百九十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
---------------------	--------

下北群東通村大字尻労字尻労八の二
 下北群東通村大字尻労字尻労七
 下北群東通村大字尻労字小倉一〇の四

向井 祐樹
 林 一喜
 林 孝志

尻労

公 告

(仮称)下北地区統合校(管理・教室棟)改築工事の請負契約に係る一般競争入札の中止

令和七年二月二十六日付けで公告した(仮称)下北地区統合校(管理・教室棟)改築工事の請負契約に係る一般競争入札を中止するので、青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第四百三十三条の規定により公告する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

中止の理由

一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限である令和七年三月十三日(木)午後三時までに入札に参加を希望する者から一般競争入札参加資格審査申請書の提出がなかったため。

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青 森 県

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十八円九十銭